

令和5年度庁舎等使用調整計画

○ 中央合同庁舎第4号館

令和5年6月13日
財務省理財局

財理第1620号

令和5年6月13日

財政制度等審議会

会長 十倉 雅和 殿

財務大臣 鈴木 俊一

令和5年度庁舎等使用調整計画について

標記のことについて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第4条第4項の規定に基づき、別紙議案を財政制度等審議会に諮問します。

中央合同庁舎第4号館に係る庁舎等使用調整計画(案)

庁舎等使用調整計画書

1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 中央合同庁舎第4号館 】

(令和4年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口座名	中央合同庁舎第4号館 (管理官署:財務省)				
	所在	東京都千代田区霞が関3-2-1外				
	区分	種目	数量(m ²)	価格(円)	取得年月日及び事由	備考
	建物	事務所建外	SRC-12-2 外	2,738,016,936	昭和46年10月新築 外	
			建 7,918			
			延 61,853			
その他	工作物 外	一式	643,963,798	—		
合計	—	—	3,381,980,734	—		

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和4年度末時点)

使用官署等名	専用面積(m ²)	使用区分
<<使用調整対象>> 内閣府(※1)	2,963	事務室等
消費者庁	4,215	事務室等
財務省	2,263	事務室等
内閣法制局	3,342	事務室等
公害等調整委員会	1,102	事務室等
関東財務局	323	事務室等
国税庁	2,014	事務室等
農林水産省	751	事務室等
農林水産政策研究所	3,501	事務室等
運輸審議会	308	事務室等
海上保安庁	5,145	事務室等
復興庁	3,779	事務室等
<<使用調整対象>> 共用会議室(※2)	1,934	会議室
全省庁共用会議室	918	会議室
共用部分	29,297	
合計(※3)	61,853	

※1 内閣府の調整対象面積は約170m²

※2 共用会議室の調整対象面積は約340m²

※3 各官署の専有面積の小数第1位を四捨五入しているため合計と一致しない

3. 使用調整を必要とする理由

新たな行政需要への対応に伴う消費者庁の執務スペースの確保のため、共用会議室の一部を執務室に転用及び内閣府の一部部局(原子力被災者生活支援チーム)が経済産業省庁舎別館へ移転することに伴って生じる空きスペースを活用するため。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

使用官署名	調整面積(m ²)	方法・時期	備考
消費者庁	約 340	<方法>専有面積の変更 <時期>令和5年度	新たな行政需要への対応及び分散解消
	約 170	<方法>専有面積の変更 <時期>令和6年度以降	狭あい解消
合計	約 510		

5. その他参考となるべき事項

特になし。